

○扶桑町業者指名審査事務取扱要綱

昭和56年10月5日要綱第6号

改正

昭和58年6月11日要綱第6号  
昭和59年7月7日要綱第2号  
平成元年7月31日要綱第10号  
平成2年3月1日訓令第2号  
平成3年7月1日訓令第1号  
平成5年3月25日訓令第10号  
平成12年6月30日要綱第23号  
平成12年7月31日要綱第25号  
平成19年3月30日訓令第37号  
平成21年3月31日訓令第5号  
平成23年3月28日訓令第4号  
平成28年7月8日訓令第5号  
平成30年3月29日訓令第3号

扶桑町営工事請負業者指名審査会要綱（昭和47年3月制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、町が執行する指名競争入札及び随意契約（以下「指名競争入札等」という。）に係る指名業者の審査事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（審査会の設置）

第2条 指名候補業者に関して次の各号に定める事務を処理するため、扶桑町業者指名審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- （1）実績、経歴等の内容審査に関すること。
- （2）指名業者の選定に関すること。
- （3）業者の指名停止に関すること。
- （4）特別共同企業体の構成員の選定に関すること。
- （5）制限付一般競争入札に関すること。
- （6）総合評価落札方式入札に関すること。
- （7）その他入札及び契約に関すること。

（審査基準）

第3条 一件の予定価格が扶桑町契約規則（昭和59年扶桑町規則第17号）第27条による金額を超える工事、物件の製造又は購入その他の契約で指名競争入札等を行うときは、あらかじめ審査会に付議しなければならない。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項の条件を具備し、随意契約の方法により行うときは、総務課（ただし、総務課発注案件は総務部長）の合議を得ることで省略することができる。

（構成）

第4条 審査会の委員は、次に掲げる職員を充てる。

- （1）副町長
- （2）総務部長、健康福祉部長、産業建設部長、教育次長、総務課長
- （3）主務課長

2 審査会の会長が必要と認めるときは、関係職員を出席させることができる。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、会長は副町長を充てる。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、原則として毎週金曜日に開催する。

2 会長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず審査会を開催することができる。

3 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席委員の全員で決する。

5 審査会の審査手続は、非公開とする。

(庶務)

第7条 審査会の事務は、総務課において処理する。

(原案提出及び発注基準)

第8条 各課等の長は、第3条本文の規定に該当する工事、物件の製造又は購入その他の契約で指名競争入札等を行う必要が生じたときは、審査会の開催日前7日までに扶桑町業者指名審査会開催依頼書(第1号様式)に工事等の施行伺いを添えて総務課長に提出しなければならない。

2 総務課長は、前項の依頼があったときは、当該工事等の概要に基づき指名候補業者を選定し、指名候補業者名簿(第2号様式)を審査会に提出するものとする。

3 審査会は、扶桑町競争入札資格審査事務取扱規程(平成2年扶桑町訓令第1号)に基づく格付により業者の選定を行うものとし、次の各号に留意しなければならない。

(1) 履行中の契約件数及び契約高

(2) 履行中の工事及び業務の進捗状況

(3) 履行実績(成績及び技術力)

(4) 履行に関する地理的条件

(5) 倒産又は不誠実な行為等に関する情報

4 工事施行において、町内業者及び必要と認める業者は、工事経歴、工事成績等を考慮して上位又は直近下位の等級に属する業者のうちから選定することができる。

5 次の各号のいずれかに該当するときは、等級の区分にかかわらず、当該各号に定めるところにより業者を選定することができる。

(1) 災害復旧等で緊急の必要があるとき、特定の機械若しくは技術を必要とするとき又はその他特に必要と認めるとき その金額に応じる等級以外に属する業者

(2) 発注しようとする金額に応じる等級に業者がいないとき又は業者数が不足するとき その等級の上位に格付された業者

6 工事の発注基準及び選定する業者の数は、別表を目安とし、物件の製造又は購入その他の契約で工事以外のものについて選定する業者の数は、5人以上を目安とする。

(選定調書の作成)

第9条 総務課長は、第2条第2号の規定による審査を終了したときは、指名業者選定調書(第3号様式)を作成するものとする。

(秘密の厳守)

第10条 委員及び事務取扱者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則 (昭和58年6月11日要綱第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年7月7日要綱第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年7月31日要綱第10号)

この訓令は、平成元年8月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月1日訓令第2号)

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年7月1日訓令第1号)

この訓令は、平成3年7月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月25日訓令第10号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月30日要綱第23号)

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年7月31日要綱第25号)

この訓令は、平成12年8月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第37号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日訓令第4号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月8日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表

等級別建設工事発注基準と入札等の選定業者数

建築工事

等級	工事の設計金額の範囲	選定業者数
A	10,000万円以上	10人以上
B	3,000万円以上～10,000万円未満	8人以上
C	1,000万円以上～3,000万円未満	7人以上
D	1,000万円未満	5人以上

土木、舗装及びその他工事

等級	工事の設計金額の範囲	選定業者数
A	3,000万円以上	10人以上
B	1,000万円以上～3,000万円未満	7人以上
C	300万円以上～1,000万円未満	6人以上
D	300万円未満	5人以上

電気設備、管、空調設備及び汚水処理施設工事

等級	工事の設計金額の範囲	選定業者数
A	3,000万円以上	7人以上
B	1,000万円以上～3,000万円未満	6人以上
C	300万円以上～1,000万円未満	5人以上
D	300万円未満	5人以上

様式 略